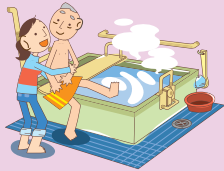


介護予防サービス(要支援1～2)

<短期間施設に泊まる>

介護予防短期入所生活介護 支

●介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要支援1	446円	446円	523円
要支援2	555円	555円	649円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食事・滞在費等は別途負担が必要です。

介護予防短期入所療養介護 支

●介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要支援1	577円	610円	621円
要支援2	721円	768円	782円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食事・滞在費等は別途負担が必要です。

<施設に入って利用する居宅サービス>

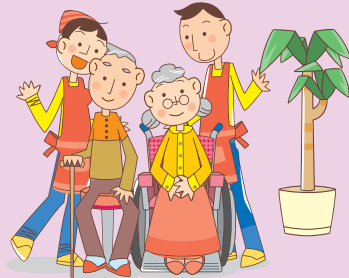
介護予防特定施設入居者生活介護 支

●有料老人ホームなどで、食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)】

要支援1	182円
要支援2	311円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



福祉用具貸与・購入

生活環境を整えるためのサービス

自立した生活をするための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

●次の13種類が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、◎のみ利用できます。
また、要支援1・2の方、要介護1～3の方は、◎「自動排せつ処理装置」については、原則、尿のみを自動的に吸引できるもののみ利用できます。

- ◎手すり(取付工事不要のもの)
- ◎スロープ(取付工事不要のもの)
- ◎歩行器
- ◎歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
- 車いす(介助用電動車いす含む)
- 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
- 特殊寝台(リクライニングベッド)
- 特殊寝台付属品
(サイドレール、マットレス、入浴用でない介助用ベルト等)
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト
- ◎自動排せつ処理装置



要支援1・2の方、要介護1の方もその方の身体状況に必要な場合、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト(つり具の部分を除く)認知症老人徘徊感知器、自動排せつ処理装置を例外的に借りることが出来ます。

その際、ケアマネジャーに例外給付の申請を市に提出していただく必要がありますので、利用を検討されている方は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

※貸与には、いくつかの審査基準があり、必ず保険給付で借りられない場合もあることをご確認ください。

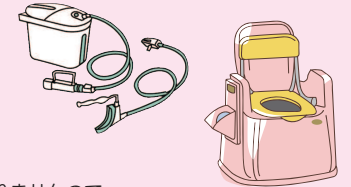
月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割が自己負担です。
(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。)

トイレ、入浴など貸与になじまない福祉用具を買う

特定福祉用具購入(介護予防福祉用具購入)

●支給の対象は、次の5種類です。

- ・腰掛便座(便座の底上げ部材・水洗ポータブルトイレ含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽台等)
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分



※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

年間10万円までが限度で、その1～3割が自己負担です。(毎年4月から1年間)